

浜松医科大学オープンアクセスポリシー

(令和2年2月13日教育研究評議会承認)

(趣旨)

- 1 浜松医科大学（以下「本学」という。）は、本学に在籍する教職員によって得られた本学の教育・研究・診療の成果物（以下「学術成果物」という。）を広く公開することにより、学術研究の進展に寄与し、人類社会に貢献することを目的として、オープンアクセスポリシーを定める。

(学術研究成果の公開)

- 2 本学は、出版社、学会、学内部局等が発行した学術雑誌等によって公表された教職員の学術成果物を、浜松医科大学学術機関リポジトリ（以下「リポジトリ」という。）、又は、その他当該教職員が選択する方法によって公開する。

(適用の例外)

- 3 リポジトリでのオープンアクセス化を行う場合において、著作権等のやむを得ない理由により公開が不適切である場合、本学は当該学術研究成果を公開しない。

(適用の不遡及)

- 4 本ポリシー実施以前に出版された学術研究成果や、本ポリシー実施以前に本ポリシーと相反する契約を締結した学術研究成果には、本ポリシーは適用しない。

(学術研究成果の提供)

- 5 教職員は、リポジトリで公開する学術研究成果について、できるだけ速やかにリポジトリ登録が許諾される適切な版を、本学に提供する。
リポジトリへの登録・公開、公開後のデータ利用等、リポジトリに関する事項は、浜松医科大学学術機関リポジトリ運用指針に基づき取り扱う。

(その他)

- 6 本ポリシーに定めるもののほか、オープンアクセスに関し必要な事項は、関係者間で協議して定める。

(附則)

本ポリシーは令和2年4月1日から実施する。